

こんにちは、本太中学校保健室です。

保健室は、健康診断や応急手当、健康相談活動、学校環境衛生、保健教育等、学校の保健センターとして保健活動を行う場です。

保健室では、「自らの健康課題を捉え、主体的に心身の健康の保持増進に努められる生徒の育成」を目指しています。本太中生の皆さんが、毎日笑顔で学校生活を送れるよう、こころとからだの健康をサポートしていきます。

<保健室の利用について>

I 応急手当について

学校で発生したケガや病気は保健室で可能な範囲の応急手当を行います。前日までのけがの状況を継続的にみることや、御家庭でのけがの手当、治療行為、内服薬の投与は行えません。

学校の管理下においてけがをし、医療機関を受診した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付の対象となりますので、学校への報告をお願いします。

II 体調不良のとき

朝から体調が悪いときは無理に登校させず、御家庭で休養をとってください。保健室では病状の変化をみるために1時間を目安に休養等で様子をみますが、体調が回復しない場合は早退し、家庭で休養するか医療機関への受診を勧めます。

※早退、医療機関への搬送等の際には保護者の方へ連絡します。なお、お迎えをお願いすることもありますので、ご承知おきください。

★緊急連絡先は**常時**連絡がとれる番号をお知らせください。また、変更が生じた際には早めにお知らせください。

<健康診断について>

1. 定期健康診断で疾病等（その疑いを含む）が発見された場合、「お知らせ」をお渡ししていますので、早期の受診をお願いします。なお、受診の結果「心配なし」と診断されることもあります。
また、健康診断で異常が発見されなかった場合でも、心配な症状があるようでしたら受診をお願いします。
2. 視力につきまして、中学生の時期は、気づかない間に急激な視力の低下が起こる場合もあります。また、近年スマートフォンなどの普及により、若い世代からの視力の低下が問題となっています。1年に1回は受診を心がけ、視力の確認をお願いします。
3. う歯については、自然治癒するものではなく、疲労の蓄積などにより急に痛み出すこともあります。また、歯科健診で歯石沈着等、う歯以外でも受診を勧められる生徒が多くいます。いつまでも自分自身の歯で生活できるよう、歯を大事にするために早期の受診をお願いします。【CO（要観察歯）については、受診が必要なものと家庭で経過観察していただくものがあります】

※学校では給食後の歯みがきを推奨しています

<学校感染症について>

学校など集団生活の場では、感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすことになります。感染症の流行を予防することは、生徒が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。

下記のような学校感染症に罹患し、医師の診断を受けた場合は「出席停止」となりますので、速やかに学校にお知らせください。治癒して登校後、「治癒報告書」をお渡ししますので保護者の方に御記入いただき、学級担任に提出してください。なお、インフルエンザにつきましては、11月上旬頃に「インフルエンザ治癒報告書」を全校生徒に配付します。

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等）	病状により学校医・その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

<インフルエンザの場合> ※1日のうちに、発熱と平熱が出現する場合は、発熱日に含みます。

		発症日	発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例1	発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

※発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様の症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。

<独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について>

○学校管理下において発生した災害に対し、給付金が支払われる制度です。

- ・本校では全校生徒に加入していただいております。
- ・共済掛金920円（保護者負担金460円）

○本制度と他の公的制度（子育て支援医療費助成制度、ひとり親家庭医療費、心身障害者医療費助成制度）を重複して利用することはできません。

※子育て支援医療費助成制度を利用し、窓口での負担を0円とした場合は、後日保険年金課より返還請求がありますので、御承知おきください。

項目	日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度	さいたま市 子育て支援医療費助成制度
対象者	加入している幼小中高生	受給資格証所有者
対象となる災害	学校管理下の災害（部活動・登下校含む）で、保険診療（通院・入院）の医療費総額が5000円以上または、医療機関での窓口負担が1500円以上の災害	保険診療（通院・入院）
支給額等	保険診療の一部（3割）に1割上乘せ 合計4割 入院に係る食事療養標準負担額 全額 治療用装具・生血・障害見舞金・死亡見舞金	保険診療の一部（3割） 入院に係る食事療養標準負担額 の1/2
支給期間	治癒まで（初診から最長10年間）	中学卒業まで
手続き	学校・市教育委員会を通じて 日本スポーツ振興センターに申請する	さいたま市役所（年金医療課） 各区役所（保険年金課）
窓口負担	あり (領収書を御家庭で保管してください)	なし
時効	初診日から2年	初診日から5年
注意すること	病院窓口で「学校管理下の災害」と申告してください	

スポーツ振興センター手続きの流れについて

医療機関受診の際、「学校管理下の災害である」と申告して、窓口で医療費を支払う



手続きに必要な書類を学校から受け取り、医療機関の窓口へ提出し、書類の記入を依頼する
(書類は月に1枚必要となりますので、翌月も通院された場合はお申し出ください)



- ※災害報告書（生徒本人又は保護者の方が御記入ください）
- ※医療等の状況（医療機関へ提出するもの）
- ※調剤報酬明細書（薬局へ提出するもの）
- ※その他（必要に応じてお渡しします）



医療機関から書類を受け取る

※書類作成にかかる日数は医療機関によって異なりますので、各医療機関の窓口で御確認ください。

↓
学校（学級担任又は保健室）に書類を提出

↓
学校からスポーツ振興センターへ申請

↓
スポーツ振興センターにて審査

↓
給付が認定された場合、口座入金

※申請してから支給までには2～3か月かかります。また、書類の不備などがあった場合や学校への提出時期によってはそれ以上かかる場合もありますので、御了承ください。